

学 則

1 研修の目的 長寿社会と高齢化が進展する 21 世紀の日本社会の時代的要請
に應える人材育成のため

2 研修の名称 旭川大学高等学校介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の 所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
旭川市	昼間	1 年 6 カ月	1 年 6 カ月	30	なし	旭川大学高等学校 生徒・保護者・ 教職員

4 受講手続

(1) 募集時期 平成 29 年 10 月 10 日～10 月 17 日

(2) 受講料納入方法 なし

(3) 受講料返還方法 なし

5 カリキュラム 別紙記載（研修カリキュラム表（介護職員初任者研修））

6 主要テキスト 「介護職員初任者研修テキスト 1」 中央法規出版株式会社発行
「介護職員初任者研修テキスト 2」 中央法規出版株式会社発行

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法 各教科の開始前に出席簿を用いて出欠確認を行う

(2) 成績の評定方法 講師による評価及び筆記試験により行う

(3) 修了の認定方法 科目試験（正答率全体に対する 6 割以上）および出欠状況により
認定する

(4) 修了証明書 別紙記載

8 補講の取扱い 補講が必要と判断された場合、別日程を設け最大 7 日間以内
で実施する

9 退学規定

- (1) 受講者が退学しようするときは、所定の退学届を提出する
(2) 受講者が当会の定める諸規定を守らず、受講者の本分にも
とる行為のあったときには退学を命ずることがある。
ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき
イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき
ウ 正当な理由がなくして出席が常でない者
エ 研修の秩序を乱している者

10 講師 別紙記載

11 実習施設 なし

12 その他

注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に関する学則を別途定めるものとする。

2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱10(1)に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。

3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

(1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。

(2) 「修業年限」は、要綱4(3)の期間内であること。

(3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日

(4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。

(5) 「カリキュラム」は、別紙1に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。

(6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。

(7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱12を満たすものであること。修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。

(8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。

(9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。

(10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。

(11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。

(12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用して構わない。